

全建労発第 27 号
平成 22 年 6 月 25 日

各都道府県建設業協会会長 殿

社団法人 全国建設業協会
会 長 浅 沼 健 一
(公印省略)

障害者雇用率制度及び障害者雇用納付金制度の改正に係る周知への協力のお願い

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたび、厚生労働省職業安定局長と独立法人 高齢・障害者雇用支援機構理事長の連名により、別添のとおり障害者雇用率制度及び障害者雇用納付金制度の改正に係る周知への協力依頼がありました。

今回の改正点は、

- ① 納付金制度の適用対象範囲を常時雇用する労働者数が 200 人を超え 300 人以下の中小企業に拡大
- ② 雇用率制度及び納付制度の労働者数及び雇用障害者数の算定にあたって、週 20 時間以上 30 時間未満の短時間労働者の数を算入
- ③ 雇用率制度及び納付金制度の労働者数の算定にあたって、除外率設定業種の除外率を一律 10%ポイント引き下げ

となり、平成 22 年 7 月 1 日から施行されます。

つきましては、雇用率制度及び納付制度の改正内容をご理解いただき、貴協会傘下会員へご周知いただきますようお願い申し上げます。

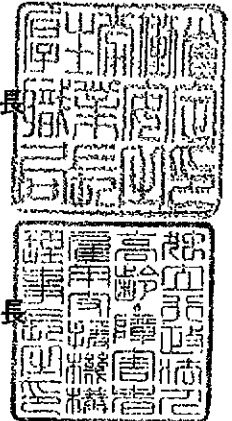
以上

平成22年6月24日

社団法人全国建設業協会
会長 浅沼 健一 殿

厚生労働省職業安定局長

独立行政法人
高齢・障害者雇用支援機構理事長



障害者雇用率制度及び障害者雇用納付金制度の改正に係る周知への協力をお願い

日頃から、障害者の雇用促進と職業の安定にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、障害者の雇用につきましては、事業主が共同して果たしていくべき責任であるとの社会連帯の理念の下、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「法」といいます。）に則り、ご尽力いただいているところです。

近年、障害者の就労意欲が高まる中、障害者の雇用は着実に進展しておりますが、中小企業における障害者雇用状況の改善が遅れているほか、短時間労働に対する障害者の一定のニーズがあるにもかかわらず、現行の障害者雇用率制度（以下「雇用率制度」といいます。）では対応していないなど、障害者の雇用機会が十分に確保されていない状況にあります。

このため、平成20年12月に法の一部が改正され、雇用率制度及び障害者雇用納付金制度（以下「納付金制度」といいます。）について次の3点が平成22年7月1日から施行されます。

- ① 納付金制度の適用対象範囲を常時雇用する労働者数が200人を超え300人以下の中小企業に拡大
- ② 雇用率制度及び納付金制度の労働者数及び雇用障害者数の算定に当たって、週20時間以上30時間未満の短時間労働者の数を算入
- ③ 雇用率制度及び納付金制度の労働者数の算定に当たって、除外率設定業種の除外率を一律10%ポイント引下げ

つきましては、雇用率制度及び納付金制度の改正内容を十分にご理解いただき、法定雇用率を達成すべく障害者を雇用していただくとともに、併せて、改正納付金制度による適正な申告・納付、申請を法定の期間内に確実に行っていただきますよう、貴団体の会員等の皆様に対する周知についてご協力を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

末筆となりましたが、貴団体及び会員等の皆様のますますのご発展をお祈りいたします。

※ 雇用率制度・・・事業主は法に基づき一定割合に相当する数以上の障害者を雇用しなければなりません。

※ 納付金制度・・・障害者雇用に伴う事業主間の経済的負担の調整を図るとともに、障害者を雇用する事業主に対して助成、援助を行うために、法に基づき雇用障害者数が法定雇用率に満たない事業主から納付金を徴収し、法定雇用率を超えて障害者を雇用する事業主に対し障害者雇用調整金等を支給する制度です。改正納付金制度による納付金の申告・納付、障害者雇用調整金等の支給申請は、年度途中で事業を廃止した場合等を除き、平成23年4月開始となります。

【本件担当】 厚生労働省 職業安定局 高齢・障害者雇用対策部 障害者雇用対策課

TEL 03-5253-1111（内線5857）

独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構 納付金部 改正制度準備室

TEL 03-5400-1644

（ホームページアドレス <http://www.jeed.or.jp/>）